

令和 7 年 8 月 27 日
福 祉 局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び
生活保護法に基づく指定医療機関に対する行政処分について

都は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 68 条第 1 項第 1 号及び「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 2 項第 2 号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。）第 14 条第 4 項において生活保護法の規定の例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）に基づき、指定医療機関に対して以下の処分を行いましたのでお知らせします。

1 医療機関名称及び所在地等

- (1) 医 療 機 関 名 称 東京クリニック
- (2) 医 療 機 関 所 在 地 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 2 番 3 号 レオ新宿 6 0 8
- (3) 開 設 者 伊 沢 純
- (4) 指 定 年 月 日 指定自立支援医療機関 令和 2 年 8 月 1 日
生活保護法指定医療機関 令和 2 年 7 月 1 日

2 処分内容

- (1) 処分内容 指定の取消し
- (2) 処分年月日 令和 7 年 8 月 27 日

3 指定の取消しの理由

当該医療機関の開設者は、患者が被害者となる刑事事件を複数回起こし、有罪判決が確定したことが確認された。これにより、当該医療機関は、障害者総合支援法第 59 条第 2 項第 4 号及び生活保護法第 49 条の 2 第 3 項第 2 号に定める「指定医療機関として著しく不適当」に該当すると認められるため。

4 その他

障害者総合支援法第 59 条第 3 項において準用する第 36 条第 3 項第 6 号、第 13 号及び生活保護法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 2 項第 4 号及び第 9 号の規定により、取消しの日から起算して 5 年を経過しない期間において、伊沢純を開設者又は管理者とする医療機関に対しては、障害者総合支援法第 59 条第 1 項及び生活保護法第 49 条の規定による指定医療機関の指定を行わない。

(問合せ先)

福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
電話 03-5320-4464
福祉局生活福祉部保護課
電話 03-5320-4065

参考

関係法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 17 年法律第 123 号)

(定義)

第 5 条 (略)

2～23 (略)

24 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

25～28 (略)

(指定自立支援医療機関の指定)

第 59 条 第 54 条第 2 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。）又は薬局の開設者の申請により、同条第 1 項の厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定自立支援医療機関の指定をしないことができる。

一～三 (略)

四 前三号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

3 (略)

(指定の取消し等)

第 68 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定自立支援医療機関に係る第 54 条第 2 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定自立支援医療機関が、第 59 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二～六 (略)

2 (略)

生活保護法

(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)

(医療機関の指定)

第 49 条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第 49 条の 2 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一から三まで (略)

四 申請者が、第 51 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五から八まで (略)

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 (略)

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第 1 項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第 3 項において同じ。）」と、第 2 項第 1 号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び取消し)

第 51 条 (略)

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 (略)

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三から十まで (略)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
(平成 6 年法律第 30 号)

(支援給付の実施)

第 14 条 (略)

2 ～ 3 (略)

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 ～ 8 (略)